

# 新型コロナウイルス感染症に関する各種申請について

## 特別定額給付金について(1人10万円)

### 【給付対象者及び受給権者】

- ・給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記載されている方
- ・受給権者は、その方が属する世帯の世帯主

### 【申請方法】

感染拡大防止の観点から、郵送申請方式とオンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)を基本としますが、やむを得ない事情がある場合に限り、窓口における申請が可能です。

申請期限は8月7日(金)まで(郵送申請方式の場合は当日消印有効)

申請期限に関わらず、早めに申請をお願いいたします。

**問** 役場総務課 特別定額給付金担当 ☎ 476-1111

## 子育て世帯への臨時特別給付金(1人1万円)

### 【対象者】

大崎町から令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)の支給を受けている方

### 【対象児童】

3月31日までに生まれた児童及び3月まで中学生だった児童(新高校1年生)です。

### 【申請】

原則、公務員以外の方は申請不要です。詳細は役場からのお知らせをご覧ください。公務員の方は、職場からの案内により申請してください。

**問** 役場保健福祉課 児童福祉係 ☎ 476-1111 (144・145)

## 大崎町子育て世帯臨時給付金(1人2万円:大崎町独自)

### 【対象者】

- ・令和2年3月31日現在で町内に住民票登録があり対象児童を監護していた方
- ・令和2年3月31日現在で町内に住民票登録があり児童手当の特例給付を受給されていた方

### 【対象児童】

- ・令和2年3月31日現在で町内に住民票登録のある新高校3年生以下の児童です。

ただし、保護者が町内に住所を有し進学のために町外に転出している児童を含みます。

### 【申請】

- ・原則、公務員以外の方で国の臨時特別給付金対象者の方は申請不要ですが、新高校2・3年生の児童分につきましては、別途申請が必要となります。

※公務員の方は、役場からご案内を送付いたします。

**問** 役場保健福祉課 児童福祉係 ☎ 476-1111 (144・145)